

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第188号)

平成13年12月20日

横情審答申第188号

平成13年12月20日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年7月2日建監第18号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

横浜市港北区高田町417番に存在する建築物の建築主に対して行った平成10年12月9日付是正勧告関係資料のうち建築物占有者提出の報告書（平成10年12月8日供覧分）に係る個人情報の本人開示に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市港北区高田町4-1-7番に存在する建築物の建築主に対して行った平成10年12月9日付是正勧告関係資料」における個人情報の本人開示請求に対して行った開示決定のうち、「建築物占有者提出の報告書（平成10年12月8日供覧分）」の余白に記録された情報の部分を請求の対象外としたことは妥当ではなく、当該部分を請求の対象とした上で開示すべきであるが、「建築基準法違反調査報告書（平成7年10月13日建築局監察担当受理第21号）」の全部を請求の対象外としたことは妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市港北区高田町4-1-7番に存在する建築物の建築主に対して行った平成10年12月9日付是正勧告関係資料」における個人情報の本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成12年11月9日付けで行った開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、「建築物占有者提出の報告書（平成10年12月8日供覧分）」（以下「文書1」という。）に係る部分を取り消し、本件請求の対象外とされた部分の開示を求めるとともに、「建築基準法違反調査報告書（平成7年10月13日建築局監察担当受理第21号）」（以下「文書2」という。）における自己の情報に係る部分の開示を求めるといふものである。

## 3 実施機関の開示理由説明要旨

本件請求については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第20条第1項により、文書1における本人開示請求に係る個人情報を開示したものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 文書1について

本人開示請求の対象となるのは、自己に関する個人情報に限られ、他者の個人情報やその他の情報は、本人開示請求の対象とはならない。異議申立人（以下「申立人」という。）が「報告書本文を補完する部分に及ぶため」本人開示請求の対象であり開示すべきであると主張する部分は、当該報告書を作成し、横浜市に提出した

者が、横浜市に対して自らの行為を約したものであり、報告書の提出者の情報にとどまると考えられる。仮にその行為が申立人に及ぶとしても、将来の行為であることから未だ申立人本人に関する情報とはなっていないと考えられる。

これらのことから、当該部分は申立人の自己に関する個人情報ではなく、本人開示請求の対象とはならないと判断した。

## (2) 文書 2 について

申立人が提示している文書 2 を調査したところ、申立人の本人情報が記載された部分がなかったため、個人情報の本人開示請求の対象とならないと判断した。

## 4 申立人の開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

### (1) 文書 1 について

同時に請求した平成 9 年 1 月 10 日供覧分及び平成 9 年 6 月 6 日供覧分に比して、請求の対象外とされた部分が、報告書本文を補完する部分（以下「本件申立部分 1」という。）に及んでいる。

当該報告書を作成した者は、角屋商事株式会社代表取締役であり、本件申立部分 1 の作成者も同一人である。実施機関は、本件申立部分 1 の内容は横浜市に対し自らの行為を約したものであり、報告書の提出者の情報にとどまると考えられるとしているが、開示部分の内容もまた、横浜市に対し自らの行為を約したものであり、報告書の提出者の情報にとどまると考えられ、双方は何ら異なることはない。

さらに、実施機関は、本件申立部分 1 の内容は将来の行為であることから未だ申立人に関する情報とはなっていないと考えられるとしているが、開示部分にも「出来るだけ早い機会に移転が出来るよう努力する…」と将来の行為であることから未だ申立人に関する情報とはなっていないと考えられる文言があり、双方はまた何ら異なることはない。

よって、本件申立部分 1 は開示されるべきである。

### (2) 文書 2 について

文書 2 における自己情報の開示がなされていない。申立人は当該報告書の作成者（報告者）に陳情通報等を行った事実があるので、同部分（以下「本件申立部分 2」という。）は開示されるべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 建築基準法違反に係る是正措置について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第9条第1項によると、特定行政庁は、法の規定に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主等に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築等違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができることとされている。

### (2) 文書1及び文書2について

文書1及び文書2は、法第6条第1項の規定に基づいて行われた建築物の建築等に関する申請及び確認の内容と相違し、かつ、法第48条第7項の用途地域制限及び法第53条第1項の建ぺい率制限に違反している建築物について、横浜市長が法第9条第1項の規定に基づく措置を命ずるに至るまでの一連の過程において、実施機関が作成し、又は被処分者から取得した文書の一部であることが認められる。

文書1は、当該違反建築物の占有者から実施機関あてに提出された「建築物占有者提出の報告書（平成10年12月8日供覧分）」であり、当該違反建築物に係る近況の報告並びに申立人を含む訪問先の近隣住民の町名、地番及び姓等が記録されている。

文書2は、港北区役所建築課長から建築局長あてに提出された当該違反建築物に関する「建築基準法違反調査報告書（平成7年10月13日建築局監察担当受理第21号）」であり、報告年月日、建築主の住所、氏名、建築物等の概要、違反条項、陳情通報等の内容及び区建築課指導経過等が記録されている。

### (3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、本件申立部分1及び本件申立部分2について、申立人の自己に関する情報ではないとして本人開示請求の対象外としているので、その妥当性について検討する。

イ 本件申立部分1は、文書1の提出者が、その余白部分に、違反建築物の近隣住民に対して再度説明を行う予定である旨を記録し、記名押印したものであることが認められる。

文書1の本文には、当該違反建築物に係る近況、申立人を含む近隣住民を訪問した際の状況、是正に向けての今後の対応及び訪問先等に関する情報が記録され

ており、実施機関は本文部分（申立人以外の訪問先に関する情報を除く。以下同じ。）を本件処分において既に開示している。

本件申立部分1に記録されている情報は、明らかに本文部分を補完するものであり、両者は一体の情報であると認められるから、本文部分が既に開示されている以上、本件申立部分1を本件請求の対象外とする理由はないものと考えられる。

したがって、本件申立部分1については、文書1の本文部分と同様に本件請求の対象とした上で、開示すべきである。

ウ 本件申立部分2は、申立人の主張から判断すると、文書2に記録されている情報のうち陳情通報等の内容に係る部分であると考えられる。

しかし、当審査会が文書2を検分したところ、当該文書中に申立人の自己に関する情報が記録されているとは認められなかった。

したがって、実施機関が、文書2の全部を本件請求の対象外としたことは、妥当である。

#### (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件処分に当たって、本件申立部分1を本件請求の対象外としたことは妥当ではなく、当該部分を本件請求の対象とした上で開示すべきであるが、本件申立部分2を含む文書2の全部を本件請求の対象外としたことは妥当である。

#### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年7月2日	・実施機関から諮問書及び処分の理由説明書を受理
平成13年7月27日 (第250回審査会)	・諮問の報告
平成13年10月12日 (第255回審査会)	・審議
平成13年11月22日 (第258回審査会)	・審議
平成13年12月7日 (第259回審査会)	・審議